



税務情報

国税庁 — 新型コロナウイルス感染症に関する FAQ の更新(申告・納付期限の個別延長関係)

国税庁は 4 月 6 日、[「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」](#)を更新しました。

この FAQ は、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いを Q&A 形式で網羅的に解説するもので、2020 年 3 月 25 日に公表されて以来たびたび更新されています。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により延長された申告所得税等の申告・納付期限(2021 年 4 月 15 日)までに申告・納付等を行うことができない場合における申告・納付期限の個別延長について、たとえば以下の設問が追加されています。

■ 2 申告・納付等の期限の個別延長関係

問 1-3. 簡易な方法による個別延長

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、延長された申告・納付期限(2020 年 4 月 16 日)後であっても、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記する等の極めて簡易な方法(以下、「簡易な方法」)により、申告・納付期限の個別延長が認められていましたが^(*)、2021 年 4 月 16 日以降は、簡易な方法による申告・納付期限の個別延長は認められないことが示されました。

^(*) この内容は、e-Tax News No.190「[国税庁 - 『確定申告期限の柔軟な取扱いについて』の公表](#)」(2020 年 4 月 6 日発行)にてお知らせしております。

この設問では、「2021 年 4 月 16 日以降に個別延長を申請する場合に、申告書の余白等に所定の文言を記載する方法での申請はできないのか」という問いに対し、以下の回答がなされています。

- 申告期限が延長された後においてもなお、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由がある場合には、申請により個別指定による期限延長が認められる。

- そのような場合には、期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、個々の状況を記載する欄がある「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」(PDF 261.9KB)を作成・提出する必要がある。

なお、上記の設問の追加に伴い、「問 1-5. 申告所得税等以外の税目の個別延長」(旧問 1-3)や「問 2-2. 法人税又は消費税の中間申告期限の個別延長について」等も更新されています。

《参考》

国税庁のウェブサイトに掲載されている以下の 3 つの資料も更新され、前版に掲載されていた、簡易な方法による申告・納付期限の個別延長の方法を申告書等のイメージを用いて解説するページが削除されました。現在は、「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」(PDF 261.9KB)の記載方法のみが掲載されています。

- [申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#) (PDF 376.0KB)
- [法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#) (PDF 413.0KB)
- [相続税の申告・納付期限に係る個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#) (PDF 367.0KB)